

報第 5 号

令和 5 年度酒田市一般会計継続費繰越計算書の報告について

令和 5 年度酒田市一般会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 1 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

令和5年度酒田市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事 業 名	継続費の総額	令和5年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌 年 度 通次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前 年 度 通次繰越額	計				繰 越 金	特 定 財 源		
											国県支出金	市 債	その他
10．教育費	2．小学校費	平田地区給食施設整備 事業費	円 342,524,000	円 137,010,000	円	円 137,010,000	円 125,092,000	円 11,918,000	円 11,918,000	円 18,000	円	円 11,900,000	円
	5．保健体育費	八幡体育館改築事業費	40,535,000	12,161,000		12,161,000		12,161,000	12,161,000	61,000		12,100,000	
合 計			383,059,000	149,171,000		149,171,000	125,092,000	24,079,000	24,079,000	79,000		24,000,000	

報第 6 号

令和 5 年度酒田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和 5 年度酒田市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

令和5年度酒田市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	市債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
2. 総務費	1. 総務管理費	フロントヤード改修事業	119,363,000	119,363,000		119,300,000			63,000
		とびしまマリンプラザ管理運営事業	7,535,000	4,763,000			4,700,000		63,000
		文化振興総務管理事業	400,000	398,750					398,750
	3. 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事業	17,581,000	17,581,000		13,956,000			3,625,000
3. 民生費	1. 社会福祉費	物価高騰対策低所得世帯支援給付金給付事業	245,000,000	33,330,000		10,160,000			23,170,000
4. 衛生費	1. 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種対策事業	1,034,000	1,034,000		1,034,000			
6. 農林水産業費	1. 農業費	担い手確保・経営強化支援事業	45,857,000	45,857,000		45,857,000			
		農業基盤整備事業	1,640,000	1,640,000		994,000			646,000
		農道整備事業	5,900,000	5,900,000		5,700,000			200,000
7. 商工費	1. 商工費	観光物産施設管理運営事業	78,776,000	55,852,000			52,600,000		3,252,000
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	橋りょう延命化事業	79,000,000	68,059,000		37,324,000	27,400,000		3,335,000
		除雪機械整備事業	7,500,000	7,500,000		5,000,000			2,500,000
10. 教育費	2. 小学校費	施設整備事業	49,170,000	49,170,000		7,570,000	41,500,000		100,000
		学校空調設備整備事業	140,142,000	140,142,000		14,142,000	125,900,000		100,000
	3. 中学校費	学校空調設備整備事業	38,693,000	38,693,000		2,493,000	36,100,000		100,000
合 計			837,591,000	589,282,750		263,530,000	288,200,000		37,552,750

報第 7 号

令和 5 年度酒田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和 5 年度酒田市水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

令和5年度 酒田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越 額に係る繰越 を要するたな 卸資産の購 入限度額	説 明	
						当年度分 損益勘定 留保資金	企業債	国庫補助金	一般会計 出 資 金				
1 資本的支出	1 建設改良費	令和5年度飛島簡易水道施設更新事業勝浦地内配水管改良工事	円 67,012,000	円 26,400,000	円 40,612,000	円 12,000	円 40,600,000	円	円	円	円		
		令和5年度水道管改良に伴う舗装復旧工事(第3工区)	43,670,000		43,670,000	43,670,000							
		令和5年度新田橋添架管架替工事	21,912,000	7,370,000	14,542,000	14,542,000							
合計			132,594,000	33,770,000	98,824,000	58,224,000	40,600,000						

報第 8 号

令和 5 年度酒田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和 5 年度酒田市下水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

令和5年度 酒田市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越 額に係る繰越 を要するたな 卸資産の購 入限度額	説明
						当年度分 損益勘定 留保資金	企業債	国庫補助金	一般会計 出 資 金			
1 資本的支出	1 建設改良費	令和5年度酒田市特定環境 保全公共下水道管渠布設工 事(第2工区)	円 193,605,500	円 68,640,000	円 124,965,500	円 62,500	円 62,500,000	円 62,403,000	円	円	円	
合計			193,605,500	68,640,000	124,965,500	62,500	62,500,000	62,403,000				

報第 9 号

専決事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

（提案理由）

公用車運転中の事故による損害賠償の額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものである。

専第 5 号

損害賠償の額の決定について

令和 6 年 2 月 1 日に酒田市市条字上川原地内で発生した公用車運転中の事故に関する損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 4 月 2 3 日専決

酒田市長 矢 口 明 子

被害者及び被害物件	事故発生場所	被 害 状 況	損害賠償金額
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇 (車両)	酒田市市条字上川 原 5 番地の 1 北 東側 市道上川原 団地 2 号線丁字路	運転席側ドア付近 の擦過痕及び破損	1 1 0, 3 4 6 円

報第10号

専決事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月4日提出

酒田市長 矢口明子

（提案理由）

酒田市飛鳥字堂之後地内において、道路側溝の破損により相手方に損害を与えたため、その損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものである。

専第 6 号

損害賠償の額の決定について

令和 6 年 3 月 6 日に酒田市飛鳥字堂之後地内において、道路側溝の破損により相手方に損害を与えたため、その損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 5 月 1 0 日専決

酒田市長 矢 口 明 子

被害者及び被害物件	事故発生場所	被 害 状 況	損害賠償金額
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇 (車両)	酒田市飛鳥字堂之 後 8 3 番地の 3 めんたま畑北西入 口 市道渡辺道線	フ ロ ン ト バ ン パ ー 及 び 左 側 面 損 傷	1 0 4 , 7 2 0 円

議第 57 号

酒田市税条例の一部改正について

酒田市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市税条例の一部を改正する条例

酒田市税条例（平成 17 年条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項中「若しくは金銭」を削り、同項第 1 号中「又は金銭」を削り、同号ケを次のように改める。

ケ 所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第 56 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

附則第 4 条の 2 を削る。

附則第 10 条の 2 中第 18 項を第 20 項とし、第 17 項を第 18 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

19 法附則第 15 条第 38 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第 10 条の 2 中第 16 項を第 17 項とし、第 12 項から第 15 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 11 項の次に次の 1 項を加える。

12 法附則第 15 条第 25 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7 分の 6 とする。

附 則

（施行期日等）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の酒田市税条例の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。ただし、次の各号に掲げる

規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第34条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の酒田市税条例第34条の7第1項（第1号ケに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第1号ケ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法等の一部改正に伴い、寄附金税額控除に関する規定の整理、地域決定型地方税制特例措置に関する規定の追加等、所要の改正を行うものである。

議第 58 号

酒田市都市計画税条例の一部改正について

酒田市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市都市計画税条例の一部を改正する条例

酒田市都市計画税条例（平成 17 年条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

附則第 13 項を附則第 17 項とし、附則第 12 項を附則第 16 項とする。

附則第 11 項中「附則第 3 項及び第 5 項」を「附則第 7 項及び第 9 項」に、「附則第 3 項及び第 6 項」を「附則第 7 項及び第 10 項」に、「附則第 4 項、第 6 項及び第 7 項」を「附則第 8 項、第 10 項及び第 11 項」に、「附則第 6 項から第 8 項まで」を「附則第 10 項から第 12 項まで」に、「附則第 8 項」を「附則第 12 項」に、「附則第 9 項」を「附則第 13 項」に改め、同項を附則第 15 項とする。

附則第 10 項中「附則第 8 項」を「附則第 12 項」に改め、同項を附則第 14 項とする。

附則第 9 項を附則第 13 項とし、附則第 8 項を附則第 12 項とする。

附則第 7 項中「附則第 3 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 6 項中「附則第 3 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 5 項中「附則第 3 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 4 項を附則第 8 項とし、附則第 3 項を附則第 7 項とし、附則第 2 項を附則第 6 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

（法附則第 15 条第 38 項の条例で定める割合）

5 法附則第 15 条第 38 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第 1 項の 4 を附則第 4 項とし、附則第 1 項の 3 を附則第 3 項とし、附則第 1 項の 2 を附則第 2 項とする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の酒田市都市計画税条例の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 43 号）の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に整備された地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 39 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法等の一部改正に伴い、地域決定型地方税制特例措置に関する規定を追加するため、所要の改正を行うものである。

議第 5 9 号

酒田市過疎地域固定資産税課税免除条例の一部改正について

酒田市過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例

酒田市過疎地域固定資産税課税免除条例（平成 1 7 年条例第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「令和 6 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の酒田市過疎地域固定資産税課税免除条例の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

（提案理由）

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 2 4 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、課税免除の適用期限を 3 年延長するため、所要の改正を行うものである。

議第 6 0 号

酒田市地方活力向上地域等における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正について

酒田市地方活力向上地域等における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市地方活力向上地域等における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

酒田市地方活力向上地域等における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例（平成 2 8 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「特定業務施設（」の次に「同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものを含む。」を加える。

第 2 条中「令和 6 年 3 月 3 1 日」を「令和 8 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の酒田市地方活力向上地域等における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例（以下「新条例」という。）第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用し、新条例第 1 条の規定は、地域再生法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 1 7 号）附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日（令和 6 年 4 月 1 9 日）から適用する。

（経過措置）

3 新条例第 1 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 9 日以後に新設され、又は増設さ

れる施設について適用し、同日前に新設され、又は増設された施設については、なお従前の例による。

（提案理由）

地域再生法等の一部改正に伴い、課税免除の適用対象施設に特定業務児童福祉施設を追加し、課税免除の適用期限を2年延長するため、所要の改正を行うものである。

議第 6 1 号

酒田市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について

酒田市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

酒田市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 1 5 条の 4 6 第 4 項」を「第 1 1 5 条の 4 6 第 5 項」に、「の包括的支援事業（法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）」を「が同条第 1 項に規定する包括的支援事業（以下「包括的支援事業」という。）」に改める。

第 2 条を削る。

第 3 条第 2 項中「省令第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号ロ(2)」を「介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号。以下「省令」という。）第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号イ」に改め、同条を第 2 条とする。

第 4 条第 1 項中「第 1 号被保険者」の次に「（法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。）」を加え、同項第 3 号を次のように改める。

(3) 主任介護支援専門員（介護支援専門員であって、省令第 1 4 0 条の 6 8 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して 5 年を経過した者）にあつては、修了日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更

新研修を修了している者に限る。)をいう。)その他これに準ずる者 1
人

第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

介護保険法及び介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

議第62号

物品の取得について

本市は、業務用パソコンを更新するため、下記のとおり取得するものとする。

令和6年6月4日提出

酒田市長 矢口明子

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得の目的 | 業務用パソコンの購入 |
| 2 | 取得物品 | 業務用パソコン 190台 |
| 3 | 取得の方法 | 条件付き一般競争入札による取得 |
| 4 | 取得の金額 | 2,782万7,800円 |
| 5 | 取得の相手方 | 酒田市京田二丁目69番8号
株式会社管理システム
代表取締役 今野 修 |

(提案理由)

業務用パソコンを更新し取得するため、議会の議決を求めるものである。

議第63号

物品の取得について

本市は、スクールバスを更新するため、下記のとおり取得するものとする。

令和6年6月4日提出

酒田市長 矢 口 明 子

記

- | | |
|----------|---|
| 1 取得の目的 | スクールバスの購入 |
| 2 取得物品 | 中型バス 2台 |
| 3 取得の方法 | 条件付き一般競争入札による取得 |
| 4 取得の金額 | 3,485万9,280円 |
| 5 取得の相手方 | 酒田市北浜町2番89号
株式会社庄交コーポレーション
酒田地区総括部長 阿 部 紀 久 |

(提案理由)

スクールバスを更新し取得するため、議会の議決を求めるものである。

議第64号

物品の取得について

本市は、除雪ドーザを更新するため、下記のとおり取得するものとする。

令和6年6月4日提出

酒田市長 矢 口 明 子

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得の目的 | 除雪ドーザ（11t級）の購入 |
| 2 | 取得物品 | 除雪ドーザ 1台 |
| 3 | 取得の方法 | 条件付き一般競争入札による取得 |
| 4 | 取得の金額 | 2,035万8,700円 |
| 5 | 取得の相手方 | 酒田市広野字中曽美1番地1
コマツ山形株式会社庄内支店
支店長 帯 刀 洋 喜 |

（提案理由）

除雪ドーザを更新し取得するため、議会の議決を求めるものである。